

公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和 7（2025）年 10 月 2 日

収支等命令者

佐賀県総合福祉センター所長 古賀 信幸

1 業務内容

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 委託業務名 | こどもの権利にかかる広報物制作業務 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙「仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和 8（2026）年 3 月 27 日（金）まで |

2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人又は法人以外の団体とする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 県内に活動拠点となる事業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 本業務と同種又は類似の業務について、過去 2 年の間完了した実績を有すること。

3 手続等に関する事項

- (1) 担当課 佐賀県総合福祉センター 相談 1 課
- 郵便番号 840-0851 佐賀県佐賀市天祐 1-8-5
- 電話 0952-26-1212
- ファックス番号 0952-23-4679
- 電子メールアドレス fukushisenta@pref.saga.lg.jp
- (2) 説明書の交付期間及び方法
- 令和 7 (2025) 年 10 月 2 日 (木) から同 10 月 15 日 (水) まで佐賀県ホームページに掲載する。

4 説明会の日時及び場所

- (1) 日時 令和 7 (2025) 年 10 月 8 日 (水) 午前 10 時～
- (2) 場所 佐賀県総合福祉センター 2 階会議室

5 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参、郵送又は電子メールにより提出し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和 7 (2025) 年 10 月 22 日 (水) 午後 5 時まで
- (2) 参加資格の確認結果は、令和 7 (2025) 年 10 月 29 日 (水) までに通知する。

注 1) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

注 2) 電子メールの場合、誓約書 (様式第 3 号) は責任者の氏名を自署したものをスキャンして添付し、原紙は企画提案書の提出期限までに持参又は郵送すること。

6 企画提案書の提出

関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送すること。

- (1) 提出期限 令和 7 (2025) 年 11 月 21 日 (金) 午後 5 時まで
- (2) 提出書類

- ア 企画提案書表紙 (様式第 5 号)
- イ 提案資料 (任意様式)
- ウ 見積書 (任意様式)

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

- (3) 提案内容

提案資料には次の内容を記載すること。

ア 作成業務の実施方針等

a 実施方針

b 手法及び理由

c 成果物イメージが分かるラフ案（種類ごとにそれぞれ6ページ程度）

- (a) 「小学生以下のこどもでも内容を理解ができるもの」及び「主に中高生及び大人など文章理解ができる者が読んだり活用できるもの」の2種類（例：「小学生以下用」「中高生及び大人用」）
- (b) こども自身が、こどもの権利に対して興味・関心を持てるような内容案
- (c) こどもに関わる大人が、こどもの権利の尊重に対して興味・関心及び理解に繋がるような内容案

イ 業務遂行能力

a 類似の広報物制作業務の実績

b 業務にあたっての実施体制

c 実施スケジュール

(4) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

(5) 作成にあたっての留意事項

A 4 縦長左綴じ（ホチキス留め）とする。

(6) 提出後の企画提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

(7) 提出された企画提案書及び添付資料は返却しない。

(8) 企画提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

7 審査委員会の日時及び場所

(1) 日時 令和7（2025）年11月28日（金）午前10時～

(2) 場所 SAGAパラスポーツセンター 音楽室

(3) 方法 別紙「評価基準」に基づき、提出された企画提案書及び参加者によるプレゼンテーションの内容について審査を行う。

8 結果の通知

審査終了後、すべての参加者に対し、書面によりその採否について通知する。

9 評価に関する事項

(1) 評価基準は別紙のとおりとする。

(2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

(3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定めることとし、合計点の6割とする。

10 その他

(1) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、担保を供することができる。
- ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 過去 2 年間に国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1 人で 2 以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 企画提案書の必要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

全ての評価点が最低基準点以上であった参加者のうち、合計点の最も高いものを最優秀提案者とする。

なお、最優秀提案者となるべき合計点の最も高い者が 2 人以上あるときは、審査委員間で協議の上、最優秀提案者を決定とする。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。